

障害のある方の働き方と支援機関

ハローワーク泉大津



障害のある方の働く場は大きく分けて、企業や行政機関などで働く「一般就労」と支援を受けながら働く「就労系障害福祉サービス」の2つがあります。

ハローワークでは、支援機関(障害福祉サービスを含む)と連携して相談を行っています。

一般就労

・企業や行政機関で働く

就労系障害福祉サービス事業所

- ・就労継続支援事業所で働く (支援機関ともいいます)
 - ・A型 (雇用契約を結ぶ)
 - ・B型 (雇用契約を結ばない)
- その他の就労系障害福祉サービスとして、
- ・就労移行支援事業所(一般就労を目指したい方向け)

一般就労の2つのパターン

1 障害を明示して働く方法 <障害オープン>

- ・障害者雇用枠で働く
- ・一般求人に応募し、障害のあることを伝えて働く

2 障害非明示で働く方法 <障害クローズ>

- ・障害を伝えずに働く

※ 就職活動に不安がある時、支援機関(障害福祉サービスを含む)を利用することも方法の一つです。

支援機関とは

生活上の相談や対象者の希望や適性を把握し、就職活動のサポートを行い、必要な方には就労訓練や職場実習の相談を行う場合があります。(※支援機関により支援体制は異なります)

泉州北障害者就業・生活支援センター

(非通所型) 「通称:就ポツ」

障害のある方が就職や働いている会社のことで悩んだ時に相談できる場所です。

(和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町にお住まいの障害のある方が無料で利用できます)

※上記以外にお住まいの方は、その地域の就ポツ相談できます。

就職後、職場定着のための支援も行います

支援機関

「A型」

事業所と雇用契約を結びます。生活リズムや体調管理などの支援を受けながら働ける事業所です。

一般就労に近く最低賃金も保障されます

支援機関

「B型」(通所型)

事業所と雇用契約を結びません。体調や能力に応じて柔軟に働くことができ、負荷も少ないですが、工賃としての収入を得ることになります。

年齢や体調などで雇用契約を結び働くことが難しい方でも就労の機会が得られ、居場所として大切な役割を担っています

支援機関

「就労移行支援事業所」(通所型)

一般就労を希望しているが、すぐ就職することが難しい方に、作業や職場実習を行い就活のサポートをして対象者に合った仕事を一緒に探します。(利用期間: 2年間)

就職後、職場定着のための支援も行います

見学・確認

見学して自分に合った所かどうか確認しましょう!

事業所での仕事は、商品の組立や箱詰めなどの軽作業や、清掃、事務系など様々です。職場の雰囲気も様々ですので、見学し賃金や工賃のことも確認しましょう!

=注意=

障害福祉サービスを利用するためには、お住まいの自治体に相談して頂く必要があります。施設利用料が必要な場合があります。